

平成25年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成25年12月10日 午前10:00

○散 会 午後 2:50

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 兼 新 庁 舎 建 設 室 長 幸 村 公 明
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
生涯学習課長 (部長待遇) 菅 原 一	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	市 民 課 長 川 上 裕 隆
産 業 課 長 小 玉 隆	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
総務学事課長 工 藤 素 子	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 村 山 久 尚
選挙管理委員会事務局 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長 児 玉 正 生	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝 議会事務局次長 鈴木 整

平成25年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成25年12月10日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、17番堀井議員から所用のため、午前中欠席の届けがありましたので報告します。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問からは自席にて行います。

本日の発言の順は、4番藤原幸作議員、5番菅原理恵子議員、13番佐藤 昇議員、19番佐々木嘉一議員、14番藤原典男議員の順に行います。

それでは、4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） おはようございます。

今任期最終の定例会におきまして質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

なお、10月1日施行の潟上市議会基本条例におきまして、市長、教育長の一般的には反問権と言われる確認のことが条例化されましたので、議会が一段と充実されますことを期待するところでございます。

それでは、私からは3点でございますが、これは3点とも将来のことにつきましてお聞きするわけでございます。

1点目は、現庁舎利活用についてであります。

潟上市現庁舎の利活用については、当初の新庁舎建築検討委員会においても同時平行して進めることに決定済みであり、現庁舎利活用検討委員会が市長へ報告書を提出してひさしいが、政策としての動きか鈍い。再三申し上げることに恐縮するところでありますが、新庁舎の建設が進行していることと現庁舎地区住民の合併時の均衡ある発展に結

びつけ、不満がマグマのように流動している。このことは利活用の明確な方針が出ないためであり、一面を突いている面もあるが、市民に対する説明不足もあると感じたところであります。

市長は、現庁舎に追分出張所のような機能を持たせることを表明しているところですが、窓口機能は住民基本台帳カードによる自動交付機の利用、戸籍謄本、抄本、住民票、印鑑証明、税証明などとし、収納事務はコンビニエンスストアの活用などを図り、窓口は再教育した職員OBによる相談機能を充実する方策が市民に喜ばれ利便性は高いと考えます。これはまた、近時に需要の高いところへの適正な人材配置と行政改革につながるものと思います。

昭和庁舎は平成8年（1996年）の建設、17年経過の建物であります。検討委員会の報告書には文化会館のことには触れておりません。先に市当局から設計上、無理だという回答もされておりますが、再検討する必要もあるのではないのでしょうか。合併の初心に戻り、均衡ある地域発展と潟上市文化向上のために昭和庁舎を活用した文化会館の建設を提案するものであります。

現庁舎利活用に関して、次の5項目について市長の所信をお伺いします。

1つ、住民基本台帳カード（住基カード）の発行と利用登録の実態・活用状況はどのようになっていますか。また、推進方策はどのようにしておりますか。

2つ目、収納事務のコンビニ活用について、どのように考えますか。

3つ目、窓口機能の職員OB活用について、どのように対処しますか。

4つ目、文化会館建設のプロポーザルについて検討しませんか。一言申し上げますが、プロポーザルというのは入札の選定方法の一つでございますが、この場合のプロポーザルというのは提案という意味に受け取っていただきたいと思っております。

5つ目、現庁舎利活用の方針は、いつまでに決定する見込みですか。

大きく2つ目、地場産業振興対策についてであります。

平成23年3月に制定した「潟上市総合発展計画（後期基本計画）」、第4節「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」のタイトルのもとに、1つ、活力と魅力あふれる農林水産業の振興、2つ、ひと、もの、情報が行き交う商工業の振興の基本構想が記述されておりますが、この中で工業生産や水産加工（佃煮）について具体的な政策展開は入っておりません。今、基礎産業の稲作は、5年後の減反廃止、戸別所得補償制度が経営所得安定対策の名のもとに半額になるなどの急速な農業政策の改革と称する

変更は、T P P（環太平洋経済連携協定）の行方とともに、農業、地域の崩壊につながるものではないかと危惧するものであります。農業政策の全体像が定かでない面もあるので、この度は農業以外の地場産業についてお尋ねします。

市は、東京へ職員を派遣し、県と一体となって企業誘致を展開しておりますが、現在の社会経済情勢下においては厳しいものがあると存じます。そこで、潟上市独自の地場産業育成強化策の確立が喫緊の課題であると存するものであります。

潟上市の中小企業の工業生産の中でオンリーワンのなもの、「ものづくり」対策があれば地域活性化の起爆剤となり、他の開発を誘発する大きな要素になります。この面における「産・学・官」の連携協定を生かす政策が緊要と存じるものであります。

次に、八郎潟名産の佃煮は秋田県を代表する地場産業であり、地域雇用対策としても重要な要素を持っております。しかし、近年、食生活・嗜好の変化により消費に課題があり、各佃煮業者の懸命な企業努力によって、伝統工法に加え新しい感覚の加工技術をもって販売に当たっていると推察しますが、産学官の連携、学生の参画も視野に、若者たちが関心を高め、佃煮を日常における食習慣化や全県の給食への供給体制などの新しい展開による販売強化対策をとることが「市の産業のまちづくり政策」の一環であると思います。このことから、次の3項目について、市長、教育長の所信をお伺いします。

1つ、潟上市工業生産のオンリーワンのものをどのように育成しますか。

2つ目、地場産業に対する産学官の連携について、どのように考えますか。

3つ目、潟上市の学校給食における佃煮の取り扱いと食生活における学術的位置づけ及び地場産業振興と関連してどのように対応してまいりますか。

大きな項目の3つ目でございます。男女共同参画推進についてであります。

潟上市が誕生した翌年の平成18年3月に、県内初の「ハートフルプランかたがみ2006（潟上市男女共同参画推進計画）」と潟上市男女共同参画推進条例を策定した。これに呼応して潟上市議会は、議員発議により「男女共同参画都市」を宣言しております。

その後、平成23年9月に第2次潟上市男女共同参画推進計画を策定し、平成27年度を目標に向かって事業推進を図っているところと存じます。

また、石川市長の平成25年6月7日、第2回定例会所信表明において、女性の社会参加支援について「少子高齢化や社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人ひとりが自分の個性や能力を発揮していくには、男女共同参画の推進が欠かせないものと認識しております。市が率先して職員の意識改革や女性の審議会委員登用率の向上など、女性

と男性が対等なパートナーとしてまちづくりや様々な場面に参画できるよう努めます。」と述べております。

しかし、同定例会において行政委員会である教育委員の女性参画が2人から1人、40%から20%の減になったのは、諸般の事情があるにしても男女共同参画推進事業の趣旨から見て残念であります。

議会関係では、農業委員の議会推薦2人のうち女性農業委員1人は50%、今では当たり前となっておりますが、合併当初の議会で議員同士の激しい論争によって確保した歴史があったことを申し添えておきます。

これらの事柄を踏まえて、次の3項目について市長の所信をお伺いします。

1つ、地方自治法に基づく審議会、委員会の参画率と目標値に対する割合。

2つ目、潟上市職員の管理職に占める女性の割合と目標値に対する割合。

3つ目、男女共同参画推進に伴う職員の意識改革、職場教育、人事配置について、どのように対処しますか。

以上でございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

4番藤原幸作議員の一般質問の3つ目、男女共同参画推進について、お答えを致します。

ご質問の1点目「地方自治法に基づく審議会、委員会の参画率と目標値に対する割合」についてお答えします。

潟上市における審議会等の女性委員の割合は31.9%となっております。内閣府では、第3次男女共同参画基本計画における成果目標として、平成27年度までに市区町村の審議会等委員に占める女性の割合を30%とする目標を掲げており、潟上市では既にこの目標を達成していることとなります。

なお、第2次潟上市男女共同参画推進計画における平成27年度までの目標値50%に対する割合は63.8%であります。

ご質問の2点目「潟上市職員の管理職に占める女性の割合と目標値に対する割合」についてお答えをします。

本年5月1日現在の管理職に占める女性の割合は約27.5%となっております。潟上市では第2次男女共同参画推進計画において、平成27年度の目標値を12.6%と掲げており、

本年度、目標を達成しております。

ご質問の3点目「男女共同参画推進に伴う職員の意識改革、職場教育、人事配置についてどのように対処しますか。」についてお答え致します。

職員の意識改革については、男女共同参画推進事業への参加、情報提供等により意識改革を促しており、理解が進んできていると感じております。

女性職員の人材育成については、女性職員も意識改革を図り、自己の能力向上を図ることが重要であります。

このような認識のもと、職員全体の意識啓発とともに女性職員の各種研修に積極的に派遣しているところであります。

職員配置につきましては、あくまでも職員個人の能力や適正・意欲・実績等を考慮した適材適所の登用を図っております。今後も性別にかかわらず有能な人材は積極的に管理職に登用したいと考えております。引き続き、庁内はもちろん市民の皆様へも男女共同参画の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をいただきますようお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） それでは次に、現庁舎利活用について、幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、ご質問の1つ目「現庁舎利活用について」お答え致します。

ご質問の1点目「住民基本台帳カード（住基カード）の発行と利用登録の実態、利用状況及び推進方策」につきましては、潟上市においては印鑑登録証のカードとしても積極的に交付しており、また、写真つきの住基カードについては、公的身分証明書として所有されるケースも多く見られます。

住基カードを利用したサービスとして、自動交付機による証明書自動交付サービスが平成22年10月から稼働し、25年1月からは戸籍謄本、抄本も交付できるようになりました。

本年11月までの住民基本台帳カードの交付枚数は、累計で4,065枚となっております。また、自動交付機の利用状況につきましては、本年4月から11月までの8カ月間で1,582件であり、窓口も含めた全体の交付枚数から見た割合ですと5.6%となっております。

住基カード作成と自動交付機利用の啓発を、窓口や市のホームページ、会議等でPR

し交付しておりますが、今後の推進方策につきましては、前段に申し上げました印鑑登録証、公的身分証明書としての活用や時間外、休日等でも証明書交付サービスが利用できることを知っていただけるよう、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

2点目「収納事務のコンビニ活用について」の考え方についてであります。渦上市においては、収納対策として、日中、金融機関や市役所へ足を運ばない市民のために口座振替を推奨するとともに、水曜日には窓口を午後7時まで延長しており、窓口業務のあり方について工夫し対応しているところであります。

ご提案のコンビニエンスストアを活用した収納サービスにつきましては、納税者ニーズの把握が必要となるほか、コンピュータシステムの改修費等がかかり増しとなるため、後年度以降の費用負担なども考慮し、先進事例も参考に、利便性の高い住民サービスに向け検討してまいりたいと考えております。

3点目「窓口機能の職員OB活用」についてであります。窓口機能の基本的な考え方と致しましては、本庁舎以外の天王地区、昭和地区、飯田川地区へ、追分地区と同様に出張所を設置するものであります。4カ所の出張所における窓口業務を充実する方策として、人事配置にかかわる観点からのご提案であります。今後の適正な人事配置のあり方、市民に身近な窓口機能のあり方を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

4点目の昭和庁舎の利活用として「文化会館建設のプロポーザルについての検討」と、5点目の「現庁舎利活用の方針」につきましては、いずれも現庁舎の利活用に関することであり、関連がありますことから、合わせてお答え致します。

昭和庁舎につきましては、以前市当局から市文化ホールとしての活用を提案した経緯がありましたが、議会からのご意見はありませんでした。それは今から3年ほど前となりますが、平成22年6月15日から11月17日まで設置されておりました渦上市議会庁舎建設調査検討特別委員会から資料の提出を要請されたことを受けまして、市では既存庁舎の利活用計画と、それに伴う財政計画を提案しております。

昭和庁舎の利活用策は3件ほど提案してございまして、その中に「市文化ホール」としての利活用案もあり、平成22年8月3日の特別委員会で内容を説明し、検討いただきましたが、それに対する議会からのご意見はなかったものであります。

ご質問には「合併の初心に返り、均衡ある地域発展と渦上市文化向上のために昭和庁舎を活用した文化会館の建設を提案する」とありますが、平成22年当時の市が提案致し

ました市民文化ホールの背景と致しましては、合併当初より市民から市の文化振興のシンボルとなるような文化ホールの建設が要望されておりました。昨今の厳しい経済状況において新たに土地を求め建物を新築するという手法は非常に困難であることから、新庁舎建設後の昭和庁舎の利活用により実現できるかを検討することとしたものであります。

当時提案した施設整備計画は、1階に2ホール、2階に1ホールを整備する内容でした。1階部分は、建物自体の構造にかかわる主要な柱が中央部に8本あり、1階を1つのホールに改修することは不可能なため、2階の南側、現在の会議室を解体し、1階に150人規模のホールを2つ配置、2階は現在の議場を150人程度収容できるホールとし、議会事務局をロビーなど休憩所として想定するという内容でありました。しかし、鉄筋コンクリート製の厚い2階の床を解体し、それに代わる構造的な補強を行ったり、それぞれ客席を整備したりすると、事業費として、平成22年当時の試算では7億円程度が見込まれるため、かえって新築にした方が合理的であるとしていました。また、劇場等へ転用することについて、建物の用途が変更されることとなるため、現行の構造基準に適合させなければならないと判断された場合には、各種法規制への対応を含め、大がかりな工事がさらに必要となります。以上のことから、市民が思い描く市民ホールとしない可能性があり、また、公民館のホールと同等規模の想定しかできず、特に昭和庁舎につきましては隣に昭和公民館、近くに羽城中学校の視聴覚ホールがあるため、各施設の利用が分散されるだけになってしまい、活性化にはつながりにくいと思われまますなどの内容を、特別委員会へ提案した経緯がございました。

特別委員会の検討結果が平成22年11月30日の第4回潟上市議会定例会初日に報告されました。その中で、既存庁舎の利活用計画には、昭和庁舎における第3案として市文化ホールも含まれており、特別委員会結論として利活用計画策定にあたっては、跡地利用計画検討委員会等を立ち上げ、地域住民の声を反映すべきとの意見もありました。その後市では平成23年8月10日から30人の市民委員からなる現庁舎等利活用検討委員会を設置して、特別委員会への提案内容も含めながら検討し、平成24年2月には全戸配布により、現庁舎等利活用（案）に関する中間報告についてパブリックコメントも実施致しました。その提案内容を最終調整した結果においても、現庁舎等利活用検討委員会からは市文化ホールの提案は採用されませんでした。

以上のことから、ご質問の中にある「検討委員会の報告書には文化会館のことは触れ

ていない」との件につきましては、議会特別委員会と同じ内容の市文化ホールについて、説明は致しましたが、検討した結果においては採用されなかったものであり、そういう検討経過があったことをご理解いただきたいと思います。

各庁舎の利活用について検討委員会からは、提案された複数の組み合わせによる計画を検討し、優先順位をつけない形で利活用事案が報告されております。現庁舎等の利活用につきましては、検討委員会から提出されました報告書を平成24年第2回議会定例会で配付しております。その上で報告書をもとに、各地区窓口機能のあり方も含め、「現庁舎等利活用方針」として定めたものであります。平成25年2月7日の議会全員協議会において、その内容をご説明致しております。

方針につきましては、現庁舎は長年にわたり、それぞれの地区においてまちづくりの拠点として親しまれ活用されてきたことから、検討委員会の検討結果を踏まえ、地域の活性化を図ることを主眼に検討を行ったものとなっていることをご説明し、特に議会からの異論もなくご理解いただいたものと捉えております。その方針に従い、貸付内容等を現在検討しているところであり、その内容がまとまり次第、方針にある各種団体等との協議調整を進める流れとしております。そのため、現庁舎等利活用方針と致しましては、本年2月7日にご説明した内容で進めておりますし、今後は途中経過についても随時ご説明することとまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私からは2つ目、「地場産業振興対策について」の3点目「潟上市の学校給食における佃煮の取り扱いと食生活における学術的位置付け及び地場産業振興と関連してどのように対応していくのか。」について、学校給食に関してお答えを申し上げます。

潟上市の保育園・幼稚園では、9園のうち7園、小・中学校では9校中8校が献立に佃煮を取り入れております。使用回数は、月に1、2回から年1、2回となっております。

地場産業である佃煮を楽しみにしている子供たちも多く、人気メニューではありますが、昨今の食物アレルギー対応のため、魚介や魚卵アレルギーの園児、児童生徒が複数いる場合には、誤食を避けるために使用を見合わせなければならない場合もございます。

佃煮の栄養価は素材によっても異なりますが、原料をそのまま煮詰める製造方法であ

ることから、素材の栄養をそのまま摂取することができる優良な健康食品であると言えます。体の基本をつくる幼少期にカルシウムの豊富な佃煮を摂取すること、地元の食材に親しむことは、食育の観点から望ましいことであることから、今後もアレルギー対応と勘案しながら、先ほど4番藤原幸作議員のご指摘のとおり、県・本市の地場産業であり、地域雇用を含め、佃煮業者の企業努力に頑張っている姿は本当に並々ならぬ努力があるものと思っております。今後は少しでも販売に協力できればと考えていることから、本市のアレルギー対応マニュアルを考慮に、できるだけ使用してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 質問の2つ目「地場産業振興対策」についてお答えを致します。

商工業の振興については、企業誘致を含め、本市の重要課題の一つであります。

合併後、昭和工業団地には5社が進出し、228名の雇用が創出されております。既存企業を含め全体で11企業508名の従業者数となっております。

また、五洋電子工場増設竣工式が昨日、12月9日に挙行されました。鶴沼台工場が増設され、20名の新規雇用が見込まれておりますし、昭和工業団地内の大晃商事でも工場の増設が行われ、10名の新規雇用も見込まれております。

飯塚地区のショッピングモール「メルシティ潟上」では、全体で15店舗が営業を展開しております。雇用人数も約350名となっております。

一方、船越水道に隣接する天王地区側の県有地に、2企業による太陽光発電設備が可動しており、雇用の創出や施設整備がされております。

そこで、ご質問の1つ目の「潟上市工業生産のオンリーワンのものをどのように育成するか。」については、本市の工業生産の主なものは、電子部品工業や縫製工業であります。オンリーワンのものを生み出すには誘致した企業をはじめとして新たなベンチャービジネスの創設など、企業の自主性・創造性を促す環境づくりが必要であります。商工会とも連携をとって進めたいと考えております。

2つ目の「地場産業に対する産学官の連携についてどのように考えるか。」についても、オンリーワンのものを生み出すきっかけになるものがあるかもしれません。「産学官協同のまちづくり」のため連携協定を結んでいる秋田大学や秋田県立大学と、人材

育成や産業振興などの環境が整ってきております。

しかし、大切なのは地域企業など民間事業者からの提案・研究課題を明確に提示することであると思います。商工会などの関係機関と連絡調整をし、地域商工業の振興を図ることが必要であると思います。

市としましては、企業の代表者との企業懇話会や商工業者、商工会との懇談会を開催し、今後の潟上市の商工業のあり方などを話し合う場をつくっております。その中から産学官で進めるものがあるか検討しているところでございます。

3つ目の「潟上市の学校給食における佃煮の取り扱いと食生活における学術的位置付け及び地場産業振興と関連してどのように対応するか。」についてでございますけれども、学校給食につきましては教育長が答弁しましたので、地場産業振興に関する部分についてお話をしたいと思います。

佃煮に関しては本市の地場産業の重点品目と位置付けをしております。市内8企業が製造販売しており、雇用創出の場ともなっておりますし、広く県内外の市場があり「潟上市の佃煮」として知られているところでございます。

商工会では「ふるさと産品のブランド化促進事業」のふるさと便で「潟の幸セット」として佃煮の詰め合わせを全国に届ける事業を展開しておりますし、東京品川の「あきた美彩館」での「佃煮の日キャンペーン事業」などを行うなど、「元気印企業の創出」に各種事業を展開しております。

市として地場産業振興策として、商工会及び関係機関と協同し、連携を深め対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員、再質問ありますか。はい、4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 1の現庁舎利活用についてお尋ねします。

この庁舎の、今、新庁舎が決定して今建築中なわけでございますが、この既存庁舎の問題が22年ころという先ほどの部長のお話があったけれども、その際はこの昭和庁舎に何か残るんじゃないかという地域の考えも非常に多かったんじゃないかと思えます。例えば昭和庁舎に教育委員会を残すか、それから、上下水道関係、水道局関係を残すんじゃないかということも検討されたと思えますけれども、そういう機運もあったということでございますので、今、新庁舎を建設するということと、社会的な情勢が大分変わっているということから、私は文化会館、いわゆるここののを一部活用しながら文

化会館、いわゆるホールの的なものを造れないかということをごさいます、それから、先ほど検討委員会は昨年5月29日に市長に報告されました。そして市長は6月12日の第2回定例会におきまして、それを参考にしながら今後検討してまいりますという行政報告をしているところをごさいます。そして、議会に対しましては、指針としましては25年2月7日に、いわゆる全員協議会ということでありまして、その際は4つのテーマをごさいます、その中の2番目の2-4という中で資料でもって説明されました。議会の方で異論がなかったということをごさいます、午後1時半から始まりまして、その4つの課題に対してどのような意見を述べる機会があったでしょうか。これは非常に、全員協議会というのは今法制化されておりますけれども、昔はガス抜きと言われました。まさしくガス抜きのような形であります。それではだめです。やはりその問題について、議員の考えはどうかということ、そのテーマによってきちんと整理するということをごさいます、先ほどの議会から異論がなかったと、私はいろいろ意見ありますけれども、その2番目の4の資料でもって簡単に指針を示したという程度に過ぎないと思っているところをごさいますので、そういうものの取り扱いではいけないと。やはり議会と当局がいろいろ論を交わしながら、よりよいものをつくっていくということが非常に大事だと、それがやはり市民に答えるものだと、姿勢だと思うわけありますので、その点については今後ともやはり十分反省していただきたいと思っております。

そこでお尋ねします。

このプロポーザルというのは、ここを全部解体するとかということじゃなくて、一部活用しながらホールもできないかと、いわゆる昭和地区にそういうことができないかと。昭和地区というよりも、私は飯田川も含めましたこの地区と捉えておりますけれども、そういうことを申し上げたわけでありまして、いわゆる文化会館の必要性とあわせまして、どのような考えを持っているかということをごさいますので、この点については部長よりも市長のご発言をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 藤原幸作議員の再質問にお答えします。

まず、22年当時の考えというのは、全協も含めて、今4番さんがおっしゃるとおりであります、問題は文化会館の必要性ということだろうと思っております。これは先日、芸文協の天王支部の総会の際にご案内をいただいて出席しました。そのときも文化会館の必要性というのは会長から要請されました。これはどこでも同じです。必要性は当然、

必要だという認識は変わりありません。

問題は、この昭和庁舎を一部でもいいからホール的なものにできないかということについては、先ほど部長が22年当時の試算でも7億円であったのが今25年ですから相当倍近くになるであろうと、経費的に言うと。それから、技術的にいうと、その8本の柱というものが、これを残さざるを得ないということで大ホールは無理であろうということの技術的な面もあります。

しかしながら、先ほど4番さんが質問の冒頭で、将来にわたる質問だという前提で質問しておりますので、このことについては今後恐らく、私の今頭にあるのは、ここを文化会館ホールにするには技術的にも財政的にも無理であろうと思っていますし、別建てにして考えなければならないと考えているところであります。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 大変前向きな姿勢の市長の答弁、ありがとうございました。

私は前段にいろいろ基本台帳関係のこと、いわゆる住基カードの利用とかコンビニの関係を申しあげましたけれども、それで職員のOBの活用ということを申しあげましたけれども、私この潟上市の財政というのは非常に財政健全化法には触れませんが、いわゆる自主財源というのは23%台であります。そういう厳しさがあるということから、私は潟上市は非常に小さい市でございます。そういう面からいうと、確かに3町の合併でございますけれども、その枠から離れたやはり市民サービスをどうするかということを見ると、建物だけの利用じゃないと、そういうことから住基カードの活用とかOBを活用して相談活動するというところで、将来はやはり短い期間の中で出張所は廃止するということが大事じゃないかということをお願いしております。但し、私も今年研修したところでは、いわゆるいろんな証明関係は配達するという市もございました。そういうやはり発想に変えていくと、これは高齢者の場合ですけれども、そういうやはり住民サービスも考えていくということでありまして、大枚のいわゆる財政投資をしましてそれを3つとも全部置くということには今後非常に難しい面が出てくるんじゃないかと思うわけでありまして、新庁舎を中心として、新庁舎は目的ではございません。市民のサービスが目的でございますので、新庁舎を中心としてどう展開するかということが非常に大事だということを、この点を要望しておきます。

それから、もう一点の要望は、先日、秋田県の日本一全国ベスト3あれこれというのがマスコミでも取り上げられました。そうすると、ワカサギが新たにベスト3になった

というのがございました。そういうこともございますので、今までは余りその宣伝は多くないわけですが、産業としてやはり、その地場産業としまして、いわゆる市がバックアップ、もうちょっとバックアップすると。商工会の会長さんもおられますので、商工会さんの方でも非常によくやっているわけですが、さらに市がバックアップしていくということが大事だろうということでもあります。

○議長（千田正英） 質問事項に従って質問していただきたいと思います。

○4番（藤原幸作） あと1は終わりました。あと終わります、あと質問事項についてはありませんので、今、要望として申し上げているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

5番菅原理恵子議員の発言を許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） おはようございます。

まずはじめに、この議員になる前に私、介護福祉士として介護の現場で一主婦としての立場でしたが、この4年間本当にこうやってこられたのは、同僚議員の皆様と当局の皆様のご指導、ご鞭撻があったからだと感謝申し上げます。この場をお借り致しまして御礼申し上げます。本当にお世話様になりました。ありがとうございます。

一般質問をやらせていただきます。

私からは大きく2点について一般質問させていただきます。

1つ目と致しまして障害者と防災について、2つ目は不在者投票の外部立ち会いについて一般質問させていただきます。

それでは、1つ目の、障害者と防災について。

災害弱者の視点から防災計画や災害対策の策定に際し、国連国際防災戦略事務局が世界中の障害者らを対象に行った「障害と共に生きる人々と災害に関する調査」によると、「災害時、一人で逃げることができるか」との問いに、日本では4人に3人が「一人では逃げられない」と回答。また、約7割が居住地域の災害対策や防災計画の内容を「何も知らない」と答えた。災害時、全ての障害者が安心して避難生活ができるよう、「福祉避難所」を用意してほしいことを訴えています。

また、大きな地震や水害など緊急時の災害発生を知る一つ的手段方法として、自動的に電源が入り、災害情報、避難情報などの緊急告知放送が受信できる緊急告知ラジオは、

電源プラグを差し込んでおけば、ラジオのスイッチが入っていても自動的にスイッチが入り、緊急情報を知らせるランプの点滅とともに災害情報が最大音量で流れ、充電式の単3電池が内蔵されていますので、停電しても一定時間は使用でき、一般ラジオ放送を聞いているときでも非常時には緊急放送に切り替わります。第一報を速やかに広く市民に伝えることに特化した、低コストな情報伝達システムのラジオの導入を早急に検討してみたいでしょうか。そこで、お伺い致します。

小さな1番目と致しまして、全段階に災害弱者の視点をとということで、防災・減災の立案から実施まで、全段階に災害弱者の視点を取り入れることの重要性についての施策はいかがでしょうか。

小さな2点目と致しまして、福祉避難所について。災害時、全ての障害者が安心して避難生活ができるよう、本市と致しましては、いち早く天王みどり学園を「福祉避難所」として協力締結致しました。全障害者へ「福祉避難所」の周知方法は、いかがなされますか。また、対象者に対する受容数は何人でしょうか。

小さな3点目と致しまして、緊急告知ラジオの導入について。緊急情報を市民に迅速、確実に提供するためには、情報伝達システムの多様化が必要と考えられ、多くの自治体が複数の情報伝達システムに取り組んでいます。緊急告知ラジオの導入検討はいかがでしょうか。

大きな2点目と致しまして、不在者投票の外部立ち会いについてでございます。

外部立会人は、不在者投票の管理者となる病院や施設長からの依頼を受け、市選挙管理委員会が選定、任命する。5月27日成立の改正公職選挙法で、不在者投票管理者に対する公正確保への努力規定が盛り込まれました。外部立会人のメリットと致しまして、公平性・中立性の視点から疑いを招くことなく運営でき、安心感がもてる。内部の職員だけで行ってきた今までの運営が正しかったことが、改めて第三者によって確認された点などが挙げられています。

平成25年11月7日付の秋田県選挙管理委員会によると、本市での指定病院等の数7のうち不在者投票実施施設数6、平成25年参議院議員選挙での外部立会人による立会実績の内訳として市選管書記が立ち会いした数4となっております。

そこで、小さい1点目と致しまして、指定病院について。不在者投票実施指定病院等の公表をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

小さな2点目と致しまして、外部立会人による立ち会いについて。全指定病院で不在

者投票管理者が選定した外部立会人による立ち会いによつての不在者投票実施は、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

答弁のほど、宜しくお願ひ致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 5番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「障害者と防災について」お答え致します。

1点目の「全段階に災害弱者の視点を」につきましては、現在、地域防災計画の見直しを平成27年3月の完成を目指して作業を進めているところでありますが、災害弱者と言われる高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要援護者に対する対応として、大規模災害の発生、または発生する恐れのある場合に関して、避難方法から避難生活場所までの対応まで、東日本大震災をはじめ過去の大規模災害での教訓を生かした抜本的な見直しと具体的な対応策を定めることとなっているほか、避難所等の運営に関しては、女性や災害弱者の立場に立った「避難所運営マニュアル等」も合わせて作成することとしておりますので、菅原議員が提案する地域防災計画の策定段階から災害弱者の視点を取り入れた内容になるものと考えております。

2点目の「福祉避難所について」であります。先般、協定を結びました天王みどり学園に関しては、避難生活において配慮を必要とする18歳未満の子供とその家族に限定した福祉避難所となっております。

ご質問の福祉避難所の対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関等に入所、または入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象とした福祉避難所になりますが、市内の小・中学校や公民館等の避難所では機能的に十分な対応ができないことから、今後は市内にある特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの民間老人福祉施設に関して、避難者の受け入れ可能人数のほか、物資や器材、人材などが福祉避難所としての要件を満たしているかなどの調査を行い、福祉避難所として指定できるか否かを含めて協議していきたいと考えております。

次に、3点目の「緊急告知ラジオの導入について」であります。昨年6月定例議会における菅原理恵子議員の一般質問にありました「緊急FMラジオ」で防災無線の緊急

放送が受信可能かどうかについて、試験機を製造会社から借り受け調査を実施しているところであり、建物の構造等にもよりますが、市内の一部で受信できない状況にあり、まだまだ調査が必要と考えております。

今後は、県内各市町村の取り組み状況なども見据えながら、防災行政無線のデジタル化と合わせ、情報伝達手段の複合化について検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 一般質問の2つ目「不在者投票の外部立会人について」お答えを致します。

ご質問の1点目「指定病院について」であります。これら病院等の施設名は秋田県選挙管理委員会が指定し、公開しております。潟上市において指定病院等に該当する施設は7カ所で、病院名を申し上げますと杉山病院、老人保健施設ほのぼの苑、藤原記念病院、老人保健施設くらかけの里、特別養護老人ホーム昭寿苑、特別養護老人ホーム松恵苑、特別養護老人ホームわかば園の7カ所でございます。指定された施設につきましては、秋田県選挙管委員会のホームページ上で閲覧することが可能となっております。

次に、2点目の「外部立会人による立ち会いについて」であります。平成25年の公職選挙法の改正により指定病院等の不在者投票において外部立会人制度が設けられ、不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられております。秋田県選挙管理委員会からは、指定病院等へ文書により周知しているところではありますが、外部立会人につきましては、不在者投票管理者の判断で決定することとなっております。

潟上市選挙管理委員会では、指定病院等の不在者投票管理者から要請があった場合に、これまでも不在者投票立会人として選管書記を派遣しておりました。この度の公職選挙法改正による外部立会人資格者として市職員も含まれますことから、参議院議員通常選挙不在者投票実施においても、これまでのように要請のあった指定病院等へ外部立会人として職員を派遣しております。

今後とも指定病院等へ選挙期日を通知するときには、この制度の周知を図るとともに、不在者投票の公明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員、再質問ありますか。はい、5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 1番の①、全段階に災害弱者の視点をとということでご答弁いただきましたけれども、本当にもっともわかりやすく答弁していただきましたけれども、障害者にとって誰もが住みやすい社会へということで、ワルストロム国連国際防災戦略特別代表のあいさつの中に、これはちょっとシンポジウムの報告の中からの新聞でありましたけれども、その中で「大切なのは痛みへの想像力」ということで、障害者が住みやすい社会というのは、全ての人にとって住みやすい社会であることの認識を持つことである。障害者にとってよいことは、全ての人にとってよいものであるという記事が載っておりました。避難所を運営するにあたって女性を登任するというご答弁いただきましたけれども、これ何人ほど予定しておるでしょうか。

○議長（千田正英） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） ただいまの菅原理恵子議員の再質問ですけれども、現在、避難所についてのマニュアルはこれからの作成でございますので、その中で明らかにしていきたいと思っています。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） わかりました。ともかく、本当に障害者にとって住みやすい避難所を、全段階においてのその立案をお願いしたいと思っております。

②番に移ります。

福祉避難所についてということでご答弁いただきましたけれども、本当にみどり学園、答弁の中に対象者に対しましての受容人数は何人ですかという答弁がなかったと思うのですけれども、人数は把握しておるでしょうか。

○議長（千田正英） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） これにつきましても、答弁にありましたとおり、避難所の受け入れ可能人数につきましては、物資や器材、人材など、これからの福祉避難所としての要件を満たしているかどうかの調査、協議が必要ですので、現在ある先ほど答弁にもありました介護施設とか特別養護老人ホームについて調査しながらそれを明らかにしていきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 5番、再質問。

○5番（菅原理恵子） 早急をお願いしたいと思います。

それでは、3つ目の緊急告知ラジオの導入についてご質問します。

これ、去年の6月、私、コミュニティFMを立ち上げてというような形で一般質問を

させていただいたわけですが、何かそれがいつまでたってもその目途がつかないような感じが致しまして、既存のFMを活用しての告知ラジオの導入についてはいかがでしょうかというような思いで一般質問させていただきました。

この度、小坂町では、それこそエフエムあきたと提携しまして緊急告知ラジオを導入する方向性に至っております。本市と致しましても、やはり市民からの声も必要性を感じているという声がかここ最近多くなっております。やはり先ほど言いましたように、既存の各種災害情報伝達のシステムというのは、本当に多種多様にわたって必要性を感じているところだと思うんですけれども、この緊急告知ラジオについてやはり今検討、調査を実施中だということで、まだ結論が出ていないということなんですけれども、これ、もう1年以上経っているわけですね。調査、研究が、検討が。やはりこの点、早めにこの告知ラジオを導入していただきたいと思っておりますけれども、いつごろを目途に導入に至るか、その点お伺い致します。

○議長（千田正英） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 緊急告知ラジオについてのご質問ですが、議員からありましたエフエムあきた放送の緊急告知ラジオにつきましては、今、小坂町が取り組むという情報でございますけれども、本当にこの告知ラジオにつきましても、やはり情報伝達の複合化については大変有利な情報伝達方式とは思いますが、先ほどの答弁にもありまして、今度デジタル化への移行ということもありますし、それから民間のそういうラジオ局でなくても現在この緊急ラジオについての研究については、うちの方の行政防災無線につきましても緊急放送できるシステムがございますので、それを含めながら研究したいということで、デジタル化にあわせた形で研究を進めていきたいと思っておりますので、期日まではまだ明言できませんので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 5番、質問ありますか。

○5番（菅原理恵子） 本当にFMラジオ局の電波を利用して第一報を速やかに広く地域住民に伝える情報伝達の緊急告知ラジオを、いち早く導入をお願いして、これは要望として終わらせていただきます。

2番目の不在者投票の外部立会人についての①指定病院について7カ所という形でいただきました。この中でまだ1カ所だけ不在者投票をやっていない病院等がございますが、その公表というのはしていただけますでしょうか。ありましたらお願い致します。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明）　今回、国政選挙で不在者投票をしなかったといえは語弊がありますが、その6カ所以外のもう一カ所については杉山病院であります。以上です。

○議長（千田正英）　5番、再質問ありますか。

○5番（菅原理恵子）　はい、わかりました。ありがとうございます。

先ほど、今度の選挙があったときにあっせんするような通知を出します、再度出しますというようなことがありましたので、ぜひこれは全病院等で不在者投票が行われるような外部立会人によって行われるような方向性づけをしていっていただきたいと思いません。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（千田正英）　これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分から再開致します。

午前11時02分　休憩

.....
午前11時10分　再開

○議長（千田正英）　休憩以前に引き続き会議を再開します。

13番佐藤　昇議員の発言を許します。13番佐藤　昇議員。

○13番（佐藤　昇）　傍聴者の皆さん、早朝よりどうもご苦労様です。

この度の12月定例会におかれまして、同僚議員の皆さんと当局の皆さんのご理解を頂まして一般質問をすることができまして、大変うれしく思っております。

私の一般質問は2点でございまして、1点目は総合発展計画、これは10年のスパンのものでございますし、2点目の都市計画のマスタープランにおかれましては、平成23年から20年間の目標を持った内容でございまして、その中から私自身注目したい、質問をしたいという点をピックアップして書いてございますので、どうか宜しくご答弁のほどをお願い申し上げます。

「生き生きかたがみの夢づくり」として、合併直後、総合発展計画策定方針を市長決裁し、前期計画、後期計画と定め、市の上位計画として決めました。後期計画は23年3月に策定されて以来、今日に至っております。最終年度が27年度であります。関係機関におかれましては鋭意努力されておりますが、時代の変化、スピード化により、必ずしも順調に達成できない面もあるかと推察しております。

この間、環境基本計画、自治基本条例、新庁舎建設決定など大きな問題をクリアしておりますので、大きな成果とっております。

この計画は第7章にわたる広範囲の計画の中から、課題となる点を質問致します。

1つ目は、人口減少の要因について。

2つ目は、潟上市総生産額の減少の要因について。

3つ目は、中小企業の活性化について。

4つ目は、幹線道路整備の明確化について。

5つ目は、農林漁業の今後の対応についてでございます。

大きい2点目の潟上市都市計画マスタープランの推進について。

潟上市は水と緑に囲まれ、恵まれた自然環境を有する都市です。県都秋田市と隣接する立地条件特性を生かした住環境を推進する要素を持っております。このところ、追分・出戸方面の動きがなかった宅地造成が、昨年4月導入された都市計画法第34条第11号により活気を呈してきております。

市長の行政報告にも記されておりますように、市街化区域内3件41区画、市街化調整区域内22件102区画外、ショートステイ、コンビニエンスストアなど7件となっております。

しかし、まだこの制度を知らない人たちが多くおります。人口増加につながる制度を積極的に推進する必要があると思われまます。当局の方策を伺います。

1つ目は、34条第11号の活用PR方法について。

2つ目は、新築の入居者に特典を与える方策はないのか。

3つ目は、この制度の適用できる範囲の区域の明確化はいかにすべきか。

3点でございます。

壇上からの質問を終わります。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番佐藤 昇議員の一般質問の「総合発展計画の進捗状況について」の1点目「人口、世帯減少の要因」についてお答えを致します。

潟上市においては、平成17年より徐々にではありますが人口は減少しております。世帯数につきましては、家族構成の変化等を要因として、近年は増加傾向にありますことから、ここでは人口減少の要因に絞ってお答えを致します。

人口減少につきましては、国家レベルでの重要な問題とされており、今後は首都圏等

一部の人口集中地域を除き、日本全域で加速度的に進行していくと予想されております。

本市においても、冒頭申し上げましたとおり平成17年より人口は徐々に減少し、先月末現在では3万4,129人となっております。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した2040年の本市推計人口は2万3,548人とされております。

その主な要因と致しましては、高齢化社会の進展による死亡数の上昇のほか、出生数の減少が根本的なものであります。それは、社会構造の変化による婚姻数の減少や晩婚化、子供を産み育てていくことに対する意識変化に起因するものと考えております。

また、人口減少は出生数の問題だけではなく、社会移動など様々な要因が混ざり合っ
て生じているものであり、今後の人口減少にはこの社会減対策を含めた一体的な対策が必要であると認識しております。

なお、県においても、このまま人口減少を看過した場合、将来的に必要な行政サービスの提供が難しくなる自治体が出てくることを懸念し、今年7月及び10月に県内全市町村と県主要部局による「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会総会」を開催し、連携検討業務の洗い出しやモデル業務の選定など、人口減少社会への対策を始めて
おります。

今後とも、国・県と連携し、脱少子化をはじめ定住促進、雇用の場確保を含めた産業振興などに引き続き取り組みつつも、人口減少に対応した現実的な手立てを検討してま
いります。

ご質問の2点目「産業構造、総生産額減少の要因について」お答えをします。

潟上市の総生産額は年々減少してきており、特に第1次産業の減少が大きく、平成17年度の34億1,800万円に対し、22年度は17億2,300万円となっております。約半分まで落ち込んでおります。

農業の生産構造は、農業粗生産、農業就業者数、経営耕地面積、農家数において、いずれも減少していることが要因であり、今後も減少は続くものと考えております。

なお、第1次産業の割合が減少した分、第2次・第3次産業の割合は高くなりますが、これらも決して生産額が増加しているわけではございません。平成17年度と22年度の比較では、第2次産業は約8%、第3次産業では約10%減少しております。但し、本市のように勤労者の多くが市外に就労している場合、潟上市の生産額には含まれないということもありますことから、これも本市の総生産額の減少要因の一つであると考えて
おります。

ご質問の3点目「中小企業の活性化について」お答えをします。

中小企業及び地元商工業対策として、商工会との連携のもと、プレミアムつき共通商品券発行事業を平成21年度より継続実施しております。これにより地元購買意欲の向上や地域経済の活力創出を図っております。

また、地元金融機関及び県信用保証協会との連携のもと、各種融資制度を継続実施し、市内中小企業者の円滑な経営を支援しております。

ご質問の4点目「幹線道路整備の明確化について」お答えを致します。

幹線道路の整備につきましては、本年第2回定例会時に議員の皆様にご提示させていただいた潟上市幹線道路網計画に沿い、旧3町の幹線道路の強化とそれを結ぶ新たな東西幹線軸の整備を主眼とした13路線を主要路線として進めてまいります。また、皆様からのご意見が多かった新庁舎周辺へ結ばれる路線に関しましては、設計コンサルタントへ専門的な見地からの検討をお願いしているところであります。

整備の明確化については、計画案に示しましたが整備予定を今後10年間と、その後の整備としております。これは道路整備には長い時間と多大な費用がかかることから、路線の重要性、整備の容易性、優位な財源を確保できる路線等、各種条件が整った路線から整備に着手していけるよう、流動性を持たせた計画としたことによります。今後、財源調整のもと、年次計画により整備に向けた検討を行ってまいります。

ご質問の5点目「農林漁業の対応について」お答えをします。

今後の農業については、TPPや国による生産調整の廃止など先行き不透明な状況にあり、主食用米を取り巻く状況はますます厳しくなるものと予想されます。

本市としましては、集落営農組織や法人による大豆や枝豆等の複合作物を関係機関と連携し、これまで以上に積極的に推進するとともに、新規就農者の確保や集落営農組織等の法人化に努めてまいります。

また、花・果樹などの地域の特色を生かした農産物の生産振興を図るとともに農産物の生産・加工・販売等6次産業化に向けた取り組みを支援してまいります。

農業生産を支える農業基盤整備につきましては、引き続き農業基盤整備事業を推進し、農地の区画拡大及び利用集積の推進を図るとともに、農地の汎用化を図り、市場ニーズに柔軟に対応できる生産基盤の整備に今後も努めてまいります。

森林は、木材の生産機能に加え、水源涵養や国土保全、生態系の保全など多面的機能を有しております。近年、木材価格の低迷及び林業者の高齢化により手入れの行き届か

ない森林が増加しておりますが、林道の整備及び山林の針・広混交林化を進め、多様で健全な森林の整備に努めております。今後も、森林の整備に取り組み、森林の有する多面的機能が発揮できる取り組みを支援してまいります。

水産業の振興につきましては、内水面及び海面漁業とも「作り育てる漁業」を推進しており、わかさぎ卵、ガザミ・クルマエビ等種苗放流事業を実施しております。今後も積極的に水産資源の維持拡大に向けた支援に取り組んでまいります。

漁港施設につきましては、水産供給基盤機能保全事業を活用し老朽化した施設の改修を実施しております。今後も引き続き老朽化施設の改修を実施してまいります。

次に、2つ目「潟上市都市計画マスタープランの推進について」お答えを致します。

1点目の都市計画法第34条第11号の活用PR方法については、現在、市のホームページに掲載しておりますが、この後機会を見て広報等においても制度の概要や活用方法について、また、随時マスコミを利用したPRを行ってまいります。

2点目の新築入居者に特典を与える方策については、都市計画法第34条第11号に関係した事業はありませんが、住宅を新築された場合には、住宅用地に対する課税標準額の特例措置や住宅に対する固定資産税の減額措置があります。加えて、県が行っている「秋田スギの家」普及促進事業も条件次第では利用可能と考えられますので、これらの利用を促進してまいります。

3点目の、この制度の適用できる範囲区域の明確化については、市のホームページに区域図も掲載しております。詳しくは都市建設課の方へお問い合わせしていただければ、詳細な図面をもとに説明致しますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 13番佐藤 昇議員の再質問ありますか。はい、13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 市長から2点にわたりまして具体的にご答弁を願いまして、大変うれしく思っております。

1点目につきましても詳細にわたりまして答弁をいただきましたが、潟上市の総合発展計画の最終年度の推計では3万6,000人ということの目標設定でございまして、2,000人ほどの開きがありますが、こういう時代、やむを得ない状況下もありますが、2点目の要するに34条の11号などの活用によって、本市は秋田市に接続したところで立地条件にかなっておりますし、今盛んに住宅が業者によって開発行為されております。どうかひとつ目標に近づくように頑張ってもらいたいものだと思っておりますし、特に減免措置を

考えるということも視野に入れておるということは、私もその点は大変重視しております。例えば不動産取得税の減免措置を期限を区切って活用すると、与えるということなどなど、そうすればやはり他市から多く人口が入ってくるのではないかと、こういうふうに考えたところでございますので、宜しくお願いします。

それから、中小企業の活性化についても商工会などと連携して今一生懸命頑張っておるところでございますが、元気印企業の育成という、元気印という活動はどのような構成メンバーで動いておるのかと。先ほどの前段のところでも出ておったようですが、この点をひとつどのようなものか、育成策をお示しを願いたいと思っております。

5つ目の農林漁業のことにつきましては…

○議長（千田正英） 一つ一つ。

○13番（佐藤 昇） はい、わかりました。4つ目まで終わりました。5点目の農林業の推進につきましては…

○議長（千田正英） 1点目の人口減少の要因についての質疑を。

○13番（佐藤 昇） そうですね。5つもあるから5つ述べた後で、私、問題ある点だけをひとつお願いしますと言って、1つ目の元気印のいわゆるメンバー構成の活動はどのようなかということと、もう一点は最後の農林漁業の活性化におかれましては、大変、土曜日にもかかわらず、今、私どもは出戸地域で法人化を立ち上げる途中でございます。土曜日にもかかわらず職員が出向いてきておりました。一生懸命取り組んでおるところを高く評価しておりますし、今後も宜しくお願いしたいと思っておりますので、この大きな1点につきましては先ほどの元気印事業の点を1つだけご答弁をお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答えを致します。

元気印事業の創出ということで商工会で行っている事業でございます。その中にはスリースマイル店の育成事業というのがございます。これは顧客、自社、地域の笑顔を促進するかがみスマイル店を積極的に育成する明るい地域づくりを強化するというものでございまして、スリースマイルの認定事業所等を設けているということでございます。

それから、2つ目が街路灯設置による明るい商店街づくりの事業というものがございます。これにつきましては、明るい商店街づくりと防犯対策も加味した街路灯設置事業を実施するというので、大久保地区に設置した街路灯70基の維持管理等含め、電気料

の一部助成をするということも一つにあります。

それから、3つ目が商業振興対策事業ということでございまして、市内に大型店の出店が相次いでおります。既存商店街は厳しい経営環境を余儀なくされているということがございまして、既存商店の新たな商業振興策を行政とともに連携を図りながら事業化に向けた研究を行っていくということもその元気印事業の事業として入っております。

それから、もう一つが工業振興対策事業ということで、佃煮をはじめとする地場産業の販路拡大を支援するということが、6次産業化も視野に入れた商品の発掘や開発支援を行い、ふるさと産品としての販売等の支援をするというのが4つの大きな元気印事業をつくるというような事業としての役割でございまして。

以上でございまして。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 1点目の部長からのお話、よく理解できました。

2つ目の点に入っていきたいと思います。

市長もお話ありましたように、いろいろなPR方法を考えておるということは最も必要なものではないかと思っております。外部に対してもPRするということも継続してよくご理解を賜るといことは大変大事なのではないかと思っております。1点目ですね。ここは終わります。

2つ目は理解できました。

3つ目のこの制度の適用できる範囲の明確化ということ、私も潟上市広報をずっと綴っておりまして何回もめくってみましたところ、余りこのことは載っていないんですね、大きくね。だからまだ地域内でも範囲をよくわかっておられない方もおるし、この幹線道路からどこまでの奥へ入って、どのくらいのところまで要するにこの34条の11号が適用できるのかというところを明確にして、もっと市民にわからせる方法がないのかと、これは全市にわたっておることですので、まだまだ出戸・追分は開発の図れる要素があるし、今大変いい時期ではないかということで、何度も繰り返して申し上げますがお伝えしたいと思っております。

それから、これで3つ終わりますが、私どもに潟上市の都市計画マスタープランというこういう冊子を封筒に入れて渡してありますが、これは非常に全体構想と地区別のいわゆる状況を踏まえたマスタープランでありまして、大変よくできたものだと思っておりますし、今後機会ありましたら都市計画課で出されたこのマスタープラン計画をもち

まして、議会と当局が議論しながら市民にわからせて発展していくという長いスパンの計画でございますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 質疑でなくて要望でよろしいですね。

○13番（佐藤 昇） はい、要望です。

○議長（千田正英） これをもって13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

お諮りします。昼食の時間になりますけれども、このまま継続して一般質問をやりますか。それとも昼食としますか。

（「休憩」の声あり）

○議長（千田正英） それでは、昼食のため、暫時休憩致します。1時30分から再開致します。

午前 11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。この度、平成25年第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。本定例会は、来年2月の任期満了を控えての一般質問となります。

今年も、いよいよ押し迫り、残すところ二十日余りとなりました。振り返って様々なことがありました。潟上市においては、石川市長の三期目がスタート致しましたし、新庁舎建設工事は平成27年3月竣工を目指して始まりました。また、去る9月16日、台風18号関連による豪雨災害は、過去に例のない記録的な降雨量となり、河川災害をはじめ橋梁災害、農地災害など市内各地に浸水被害をもたらしました。その他、国の内外を問わず、歴史に残る一年ではなかったかと思うところであります。

こうした状況下、間もなく新しい年を迎えるわけではありますが、市ご当局におきましては平成26年度予算編成時期を控えて、これまでの実績や行政施策の評価、さらには継続事業のローリングによる見直しや重点施策並びに新規事業の選択、財政対策等々の方針を踏まえて、他方、総合発展計画との調整、さらには国・県との政策の整合化を図り、市予算編成方針を検討中のことと存じます。

このような時期であります。関連します2点について質問致したいと存じます。

質問の第1点目は「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」についてをお伺い致します。

このことについては、既にご案内のとおりであります。また、このことに関しては、先般来、同僚議員の質問がありましたが、その後の状況についてお尋ねしたいと思いません。

県では、潟上市自体が地域課題の解決に向け、地域資源を活用しながら地域の個性を未来に向かって切り開くためのプロジェクトを市町村から募集し、市と県が協働作業により精査して実施し、成果目標をともに掲げ、その成果を公表するというこれまでにない取り組みとされています。このことに関しては、プロジェクトの要件、対象分野、さらには留意事項や事業年度には24年から28年までとされ、県からの交付金は一団体あたり2億円とされています。国や県等の交付金や補助金を活用するこれまでになかった事業であり、市自体の資源、課題を洗い出して未来創造的なプログラムを提案し、取り組むということのようでもあります。

県内各市町村の取り組み状況については、先般大潟村が県との協議が終わりまして、県内市町村としては10番目との報道がありました。そこで潟上市での取り組み状況についてお尋ねしたいと存じます。

1つ目は、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」に対する市長のご認識はいかがでしょうか。

2つ目、3つ目についてはちょっとダブりますけれども、そのための庁内、あるいは市民を含めたプロジェクトチームというものはあるものでしょうか。

また、3つ目は、プロジェクトの構想の検討はしておりますでしょうか。

以上3点についてお尋ねしたいと存じます。

質問の2点目は「政府のコメ政策の転換」についてをお伺い致します。

このことに関しては、連日のマスコミ報道により既にご案内のとおりであります。政府は、5年後を目途に現在実施しているコメの生産調整を廃止することと致しました。その方向は、飼料用米への助成の拡充で作付転換を促し、主食用米の需給を調整するとされております。作付を制限することにより生ずる収入減を交付金や補助金で補填し、コメの需給バランスを維持してきましたが課題は解決せず、戦後農政の変換の中でコメ政策は大きな転換期を迎えようとしています。

その改革の方向は、水田のフル活用により農地の改廃を防止し、作る自由を保証することにより、生産農家自身が市場動向を見ながら対応することが求められることのようにあります。こうした方向から生産調整協力農家に支払いをしてきた戸別所得補償制度による交付金は現在の1万5,000円から半分の7,500円とし、5年後は廃止すること、農業及び農地が持つ多面的機能に対する日本型の直接支払い制度を創設、さらには主食用米の過剰から飼料用米にシフトさせることが米の政策見直しの概要として報道されています。

その他、国が定める農地中間管理機構による農地利用調整、農地の貸借、耕作放棄地の解消、担い手に対する農地の集積は、市町村が作成する「人・農地プラン」に基づく中心経営体の育成支援という施策が発表され実施される見通しであります。

質問であります。こうした戦後コメ政策の大転換にあたり、今後5年後以降も含め、潟上農業の方向性及び潟上市農政を預かる市長としての認識、さらには市行政としての取り組みに関し、次により質問致します。

第1点目は、コメ政策転換後の潟上農業の産業政策としての展望と対策について、どのような見通しかお知らせ願いたいと思います。

2つ目は、所得政策としての潟上農業のあり方、認識についてはどのように考えておるものでしょうか。

3つ目は、地域農業と地域コミュニティについてということですが、やはり米文化に支えられました地域コミュニティが今後どういうふうになるのか非常に心配であります。その点についてのご見解をお伺い致したいと存じます。

以上については、潟上市農家の共通した苦悩ではないでしょうか。市長のご見解と認識を、そして今後の取り組みと対策についてをお伺い致したいと存じます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目「秋田縣市町村未来づくり協働プログラムについて」お答え致します。

ご質問の1点目の「秋田縣市町村未来づくり協働プログラムに対する認識」と、2点目「プロジェクトチームの有無」、ご質問の3点目「プロジェクトの構想の検討」につきましては、市における現状並びに今後の方向性という観点から共通している部分もご存じますので、まとめてお答えさせていただきます。

「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の制度概要、現状及び今後の方向性につきましては、先の9月定例会において岡田議員の一般質問にお答えしたとおりであります。プロジェクトの構想から実施までの流れも含め、ご説明申し上げます。

「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」は、人口減少と少子高齢化により社会構造が変遷していく中で地域の活性化等を図っていくため、県と市町村の従来どおりの連携にとどまらず、双方の主体性・専門性を生かしながら対等な関係の下で協力し、相乗効果を上げることができる「協働」による取り組みを推進するために創設された制度であります。

地域課題の解決に向け、地域資源を有効に活用しながら、地域の個性を磨き上げるプロジェクトを市町村が提案し、それを県と協働作業で精査した上、必要に応じて市町村事業の効果を高める事業を県も一緒に実施していくというものであります。

事業内容につきましては、観光振興、安全・安心な地域づくり、スポーツ・文化の振興などに関連するものとされており、ハード事業・ソフト事業の区別はされておられません。プロジェクト終了後の継続性・発展性が求められていることから、ハード事業にソフト事業を絡めたものになると考えられます。

また、県と市町村の最終的な協議、調整の場となるプロジェクトチームは、プロジェクトのアイデア及び構想、プロジェクト素案の作成及び提出を経た上で立ち上げられるものであることから、組織はされておられません。プロジェクトチーム発足後は、民間アドバイザーからの意見を取り入れ、より効果的で実効性のあるプロジェクトにするための調整等が行われることとなっております。

作成したプロジェクト案は、知事を本部長とする「あきた未来づくり本部」に提出され、市町村長によるプレゼンテーション等を行った上で正式に策定されるものであります。

現在の県内市町村の取り組み状況であります。4市6町村がプロジェクトを策定済みであります。その内容は、主に観光振興に資するものであり、ほとんどが現在使用している老朽化した公共施設、スキー場や温泉、空き校舎等の改修を絡めたハード事業と交流人口の拡大を図るソフト事業とを組み合わせた内容で、事業費は3億から10億円ほどとなっております。いずれも「あきた未来づくり交付金」が2億円交付されることとなっておりますが、これらの市町村はハード整備において喫緊の課題を抱えていたと考えられることから、本市と状況は異なるものであります。

本市においては、今年6月に県の担当課である地域活力創造課と打ち合わせを行っておりますが、県の施策との整合性も求められていること、また、実施することで県と市の双方の共通課題の解決につながるような事業という観点からも慎重に検討をしておりますことは、9月定例会でお答えしたとおりであります。

また、この事業に対する県からの財政的な支援は、「未来づくり交付金」のみであり、ハード事業を実施した場合の将来的な維持管理費等のランニングコスト、また、継続的なソフト事業にかかわる経費など、後の年度負担が発生します。

これまで申し上げましたとおり、県の施策との整合性、また、事業の実施には継続性・発展性などが求められていること、将来にわたり発生する費用負担を考慮し、本市においては慎重に検討しているところでございます。

なお、本プログラムの策定期間は平成28年度までとされておりましたが、本市同様に慎重に検討している市町村の状況も考慮し、平成28年度中の事業着手等、一部の要件を満たす場合には、実施期間を数年延長できるものとする旨の県知事通知が11月27日付であったところであります。

今後も関係機関と連絡を密にしながら、プログラム実施の是非も含め、市民のためによりよい選択をしたいと考えておりますので、どうかご理解いただきますようお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 質問の2つ目「政府のコメ政策の転換について」お答えを致します。

連日のマスコミ報道により、政府の「コメ政策」は大きな政策転換を迎えようとしております。1970年から続いた減反政策が見直されようとしていることは、ご承知のとおりでございますが、市としましても農林水産省のホームページ等で最新の情報を確認しているところでございます。

T P P（環太平洋経済連携協定）の行方も極めて不透明なことから、農政全般については、今後十分な見極めが必要な時期であると認識をしております。

そこで1つ目の「コメ政策転換後の潟上農業の産業政策としての展望と対策について」ですが、平成26年産米の都道府県別生産目標が11月29日に発表されております。今後、市町村配分が行われることとなりますが、来年以降も数年間「減反政策」が継続さ

れます。

市の生産数量配分方針については、農業者、JA及び各関係団体で構成する天王及び昭和飯田川地域農業再生協議会で協議されますが、転作の推進とともに転換後の農業の方向を協議してまいります。

2つ目の「所得政策としての潟上農業の認識について」ですが、農業所得の向上は稲作一辺倒からの脱却を目指し、転作を組み入れた複合経営の確立を目指しているところでございます。市単独の「潟上市農業生産力向上事業」をはじめとして、国・県の補助事業とあわせ複合経営の向上対策を推進してまいりたいと考えております。

3つ目の「地域農業と地域コミュニティについて」ですが、農業者の高齢化、担い手不足等の進行に伴い、集落機能が低下していることから、地域住民も参加した農地及び農業施設保全活動が叫ばれております。

市では「農地・水・保全活動」や「中山間地域活動」の交付金を活用し、農業者以外の活動を推進するための事業を展開しております。今後も各種交付金事業等の活用を行い、地域コミュニティとの共生を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番佐々木嘉一議員、再質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） ご答弁ありがとうございました。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムにつきましては、ただいま副市長の答弁がありましたけれども、ほとんど県内の実情というお話でございましたけれども、じゃあ潟上市では何もそういう観光とか、いずれ従来からの課題で残されたものはないのかということからして、なかなかその検討課題が見つからないというようなことですが、やはり新市潟上市となりまして、やはり新たな課題というのはあると思うんです。それらをやはり十分精査して、これは県のためにやるのじゃなくて、いわゆる市自身のために、これからのまちづくりのためにやるということだろうと思います。その点につきましては何ら検討していないということのようですが、方向的にはどういう検討段階なのか、もうちょっと突っ込んでご答弁願います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

先ほど協働プログラムについては、副市長から現在のところはチームを作っていないということの答弁を致しましたが、今のところは内部検討ということですが、事務当局に

私は内部検討で二、三の点を洗い出ししましょうと。それで、それを受けてチームの作成ということです。基本的には、ほかの市町村は2億から3億から10億と、鹿角市などはスキー場のあれで相当の持ち出しをするということで、お金が足りないと市長は怒っていましたがけれども、私は基本的には今その事務段階の洗い直しも含めて、やはり2億円というようなものをまず基本にすると。そして、市の真水というか持ち出しは余り出さないような種目がないかということを中心にして考えていきたいと思っています。

○議長（千田正英） はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 事業の捉え方、あるいは将来進むべき方向というのはいろいろあると思いますけれども、いずれ自分のいわゆるその市、いわゆる住民生活を含めて、いわゆる自分の市をどういうふうにしたいかという課題はいろいろあると思います。事業費とか、いわゆる財政上の問題は別としても、やはりソフト事業でも取り組まなければならない課題は私はあると思いますので、ひとつ今後、その点について十分検討して、新たな課題を一つ出していただきたいということを申し述べて次に移ります。

第2点目の政府のコメ政策の転換であります。ただいま産業建設部長からいろいろありましたが、要するに私は今、産業建設部長が申し上げたことは、我々が取り組んでいる課題そのままでありまして、まさにそのとおりであります。

ただ問題は、こういう転換期に市として、コメ政策転換が5年後だけれども、それに向かってどういうことをやるのかということをお聞きしたかったわけでありまして。例えば、政府ではこのいわゆるコメ政策転換によりまして農林水産業の地域活力創造本部というものを首相を中心にして本部を作りまして、県では知事を中心に農林水産部だけの問題ではないと。いわゆる生活や文化、あるいは潟上、県との保全等々いろいろな面に影響するので、全庁的ないわゆる組織として対策本部を知事が立ち上げるということでもあります。

いずれ国・県の方を向いていれば何とかなるだろうということではなくて、やはり地域の住民が、大多数の方々が関係することでありまして、具体的な政策はこの後出てくるとは思います。市としての農業政策を進めていく受け止め方としての体制をどういうふうに考えておられますか、もう一点ひとつお願いします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

コメ政策の転換の時期ということで、各上部団体の方ではそういう組織を作っている

ということでございますけれども、市と致しましても当然農業の関係の部分につきまして、米については農業再生協議会というものがございます。その中で当然お話をして、今後の方向というものを見出していくというのが一番だと思って今現在考えているところでございますけれども、今のところまだその情報がなかなかないというような状況で、農林水産省のホームページ等を注視しながら現在進めているところでございます。

市の考えとしましては、先ほどのところでお話しましたとおり、やはりコメ一辺倒でなくて、やはり複合経営を目指していくというのが市の方向性であるということも認識をしていただきたいと。そのためには、市と致しましても市単独の潟上市農業生産力向上事業ということで、本来夢プランですと認定農業者、それから集落営農、法人というところに農機具等の、それから施設等の補助をするわけですがけれども、市と致しましてはそうではなくて、やはりJA、それから直売所の方に出荷をする方々について、小さい農家であっても補助をして、やはりその設備をつくっていただくと。そしてコメ一辺倒でなくて畑作等のものを作りながら複合経営を進めていくということを目指すところでございます。

それから、6次産業化についてもやはり市と致しましてもいろんなプロジェクトを作りながら、いろんな会合等で進めております。やはり農産物の付加価値というものをつけていくというのが一番これからの大事だということで、そういうところに今後力を入れていきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 市の農業再生協議会の方で今当面のことはやるということはわかります。5年後、その今の減反政策が完全に廃止になった後にどのようなことを考えているかということをお伺いしているわけです。もう一回お願いします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） お答えを致します。

5年後につきましては、今のところまだ国の方の方向性もまだ見えておりませんので、それを踏まえて、常に情報収集をしながら再生協議会と、その中には例えばJA、それから関係団体、それから農政局の地域センターも含まれて会合に入っておりますので、いろんな関係機関との調整を図りながら、いろんな情報を取りながら、そういうところでいろんな今後の変わってきた状況に応じた形の話をしていくという形で考えておりますので、どうか宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） いずれ全体像がまだ見えないということのようでありまして、いずれ政府からはいろいろなその通牒が市当局には入っているだろうと思います。いずれそれを選択してどう取り組むかということだろうと思いますが、いずれこういう一大転換期を控えて、やはり市として一つの産業政策、所得政策ですので、いろいろなその経過はあろうかと思いますが、ちなみに人・農地プランというものについて私この前質問致しました。今回のそのいわゆる農地中間管理機構では、人・農地プランに基づいた農地の貸借関係を進めるわけですが、その点については人・農地プランは今、市の方でどのようなになっていますか。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

人・農地プランにつきましては、全地域についてプランを、その集積をするということを含めて今現在作業を進めているところでございます。これについては各地域に出向いて、各地域の認定農業者の方々との話し合いの中で現在どのような形で集積をしているのかということも含めて現在進めているところでございます。

その中で、特に今年度も含めてですけれども、青年就農給付金という制度があるわけでもございまして、新たに農業を行いたいという方々が少しずつふえてきております。そういう方々の育成ということも踏まえながら進めていきたいと。それと、今先ほど言いました農地の集積というものも大変大きな中身でございますので、そういうところも含めて現在進めていると。

今回、農家の方々から、やはりその白紙委任をして集積をするというのが昨年から見ると市の方にもかなりの数がふえてきております。なかなか現在、農家をこのまま続けていくという方々、小さな農家の方々ですとなかなか難しい状況があつて、それを白紙委任をすることによって作る方々が作りやすいという状況があります。そのときに人・農地プランの集積ということが当然出てきますので、そういうことも踏まえながら農地の集積、それから新たな就農者の方々ということも含めて、今後5年、10年ということを見据えた形の人・農地プランの作成について今現在作業を進めているところでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） はい、19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） いずれ非常に農業そのものについては、構造的にも実態も非常

に厳しい状況下にあります。いずれ私どもも基盤整備をして規模拡大ということを考えながらやっていますけれども、その規模拡大はいいのですが、やはり後継者の問題等々あります。それらにつきましても今、青年就農支援金のお話もありましたけれども、いずれどのような経営体を目指すのかということも課題であります。いずれむしろそれにいわゆる加入しない小さい農家を何とするのかという問題も、これも大変大きい問題ではないのかなと。ですから、今、国が進めているような農業政策そのものじゃなくて、やはり今回のコメ政策転換は農業政策そのもの、あるいは農村社会そのものを大きく変えるだろうということですので、いずれ何か県の方では3,000人くらいのアンケート調査をするということ、今、県議会も今回のコメ改革を集中的にその方向を検討しようということもあるようですが、まずもって市当局の農政に対する考え方というものをきちんとやはり、国・県の方向が出てくることはそれは当然だけれども、やはり潟上市の農業としてどうするのかと、特にコメ農業をどうするのかということをもひとつそういう検討する機関というもの、ただ再生協議会に任せておけばいいという問題ではないと思います。再生協議会はコメの配分をする委員会ですから、それは国から配分された40.5%を配分すれば事足りるのであります。そうしたことじゃなくて、やはり改革に向かって潟上市農業をどうするのかということをやはり、そういう展望をひとつ示していただきたいということですが、市長の考えをひとつお聞かせください。お願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、5年後の潟上農業をどう考えるか、あるいは体制をどうするかというご質問ですが、先ほど担当部長もお答えしましたが、現在のところ全体計画が見えないということで、今時点でははっきり言って5年後というのは暗中模索の状況だと思っています。それで、県でも先日、プロジェクトチームを作りました。当然、市町村との連携も必要になってくると思いますので、それらとあわせながら潟上市の農業全体というものを構築していかなければならないであろうと考えています。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 少し何というか全体が見えないということじゃなくて、むしろ潟上市としてはこうなんだという方向をひとつ是非勇断をもって出していただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（千田正英） これをもちまして19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

次に、14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。

12月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

私は、今後の市政にかかわる点について、3つにわたり質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1つ目は、子供の医療費助成の拡大について伺います。

子供医療費助成制度は、今全国に大きく広がっております。高齢化が進む中、子供の生まれる数が年々少なくなっているのは、若者をめぐる雇用形態の変化による派遣労働が多くなり、結婚できるような経済的状況などないこともあり、また、結婚しても子育てや教育にお金がかかり経済的に余裕がないことなどが挙げられることと思われまます。少子高齢化を克服するには、安心して子供を産み育てられる環境が重要だと思ひます。潟上市が日本一子育て環境のよいところと発信すべきではないでしょうか。

子供の医療費への助成は、子供を育てる若いお父さん、お母さんにとって経済的にも大変ありがたい制度です。子育て支援の確かな政策であり、何より子供のすこやかな成長と健康を願う親にとっては、教育費の負担軽減と医療費の軽減は喜ばしいことと思ひます。

既にご承知のように、秋田県は平成24年より小学校卒業までの医療費負担を無料とすることになりました。県内の市町村は、この制度に上乗せして中学校卒業までの医療費の父母負担をなくし、制度を拡充する動きが出ています。

本市でも県の政策を受けて、小学校卒業までは所得制限なしで1レセプトあたり1,000円で済むようになりました。しかし、にかほ市では合併の条件として、10年近く入院は中学校卒業まで自己負担なしで進めてきております。

この1年間の県内の市町村の動きを紹介しますと由利本荘市、大仙市、仙北市は中学卒業まで入院部分が無料、中学校卒業まで通院・入院とも自己負担なしが北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町、井川町がありますが、ここでは大仙市を除き所得制限はありません。県内の市町村の動きを見て、地域により負担の格差を解消するよう、そして本市でも中学校卒業まで医療費の無料化を求める声が多数あります。

県知事や市長の議会での議事録の答弁等を拝見しますと、子供の医療費無料化は少子化対策の重要課題だと言われておりますが、本市でも県内の市町村の動きに連動して、中学校卒業までの医療費無料化を検討すべきではと思われまます。以前私の行った一般質問では、見込み額で中学校卒業までの入院費だけの無料化にはあと36件で200万円ほど、

通院まで含めるとあと2,000万円という答弁がありまして、詳細な費用を積算し財政当局と協議の上検討を重ねてまいりたいという答弁がございました。県内市町村の動向も踏まえ、決断していく時期ではないでしょうか。当局の見解を伺います。

次に、本市での今後の農業支援策について伺います。

政府は11月26日に、コメ政策を大きく転換し、1970年に始まった生産調整（減反政策）を5年後の2018年を目途に廃止し、補助金を見直す新たな政策を決定し発表しました。林農相は閣議後の記者会見で、コメ政策見直しの関連法案を来年の通常国会に提出する考えを示しました。減反に参加している農家に支給する10アール当たり1万5,000円の定額補助金を2014年度に7,500円へと半減、18年度にはやめる予定です。また、主食用米から家畜のえさとして使われる飼料米などへの生産の転換を農家に促し転作補助金を拡充するという内容です。2014年度に新しい交付金「日本型直接支払い」という制度も作り農地を守る活動も支援する予定とありますが、コメ農家にとっては減反の廃止で作付けの自由度が高まる反面、これまで以上に自助努力が求められると報道されております。

今、政府が進めようとしている環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加で海外との経済連携を考えると、外国からも安いコメが入ってくる可能性はあり、減反の中止で意欲のある農家は生産面積を広げ、一方で小さな農家は補助金がもらえず経営が厳しくなっていくのではないかと思われます。コメ農家の皆さんだけでなく、TPP交渉参加とあわせ減反政策の廃止は、今後の日本農業にとっていわば大きな構造改革に違いありません。共同通信社の世論調査では、農林漁業者の方の減反廃止反対は60.7%の方が、TPP参加反対では63%となっております。生産調整の廃止はTPP参加を前提によるコメの輸入を念頭に置いた処置で、主食の自給率維持や価格安定といった政府の責任を放棄するもので、コメの暴落は必至となるのではないのでしょうか。大規模農家も補助金をあてめて高い農機具を買う予定ができなくなるという大規模農家にも与える影響は大きく、我が国の稲作は崩壊するのではという懸念もします。

本県でもこの政策による農家の減収額が50億円に達するとも言われております。これに対する市の見解や対応も求められるものと思われませんが、どうでしょうか。本市での農業に従事する方が食糧自給率を守るため、そしておいしいお米を提供しようと頑張ってきたこの苦勞に、県や市はどのように応え支援していくのか、JAの対応も苦慮するものがあると思いますが、本市ではこのことについてどのような見解や対応を考えてい

るのか、農業後継者の育成という観点からも伺いたいと思います。

次に、スポーツ振興のための取り組みについて伺います。

本市でのスポーツ振興のための取り組みについて伺います。

潟上健康21第2期計画によれば、身体活動・運動の分野では「日常生活の中で積極的に体を動かそう」とあり、身体活動や運動を行っている人は病気になりやすく、死亡率も低いことが知られており、精神的にも生活の質の改善に効果をもたらすと言われております。高齢者の歩行などは、寝たきを減少させる効果があると記載されております。多くの人が日常の中で無理なく運動ができるよう、情報の提供や環境をつくることが重要です、とあります。私は子供も若い人も高齢者の方も障がいを持っている方も楽しくスポーツに取り組める環境づくりが必要だと思い、市の今後の取り組みについて伺いたいと思います。

そこには親子で遊べて体を動かせることや生活習慣病の予防、仲間と声掛け合う連帯などが含まれますが、国では平成23年8月に国会でそれまでのスポーツ振興法を50年ぶりに全面改訂したスポーツ基本法という法律が成立し施行されております。概略ですが、この法律はスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。そして国だけでなく、地方公共団体がやるべきこととして、スポーツ推進計画を定めることをはじめ指導者の養成の基礎的条件の整備、地域スポーツ振興のための支援等の環境整備、優秀なスポーツ選手の育成などの競技水準の向上、大会の開催など、各スポーツ推進委員の委嘱をすることも設けております。まだ法律が施行されてから間もなく、本格的な取り組みは本市においてもこれからだと思われませんが、本市においてスポーツ施設の充実、小・中学校での専門スタッフの配置、障がい者スポーツ活動の促進、自然環境を守り豊かな自然と共生し親しむ観光と多様な野外スポーツ活動の推進では、登山、マリンパーク、スキーなどをはじめ健康維持のために、また、スポーツを通じて国民、市民が生涯を通じてあらゆる場所と機会です自主的に健康状態と年代に合ったスポーツ振興策、指導員の養成について本市の取り組みや見解なども伺いたいと思います。

以上、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 14番藤原典男議員の一般質問の1つ目「子供の医療費助成の拡大について」お答え致します。

医療費助成制度の拡大については、未就学児を対象としていた乳幼児医療費助成を24年8月から県の制度拡充と合わせ、小学6年生まで拡大しております。また、県の制度拡充後の所得基準により対象外となった場合でも、市では所得制限をなくし、通院・入院にかかわる費用を単独で助成をしております。この制度拡充により、新たに対象となった小学生が約1,500人、拡充前と比較しますと約1,900万円の負担増になる見込みであります。

藤原議員のご質問は、小学生までの助成を中学生まで拡大してはどうかとのことですが、医療費助成制度の対象となる中学生は780人おります。中学生まで医療費助成制度を拡大した場合の所要額ですが、18歳までのひとり親家庭児童区分における医療費助成制度の24年度給付実績から積算した推計値では、中学生の年間受診件数及び助成費用は、入院は約50件の約400万円、通院は約7,600件の約1,900万円となり、合わせて約2,300万円が見込まれます。県の所得基準内による小学6年生までの医療費に対しては補助が50%あるのに対し、中学生分は全額市の負担となります。

参考までに、年々増加傾向にある福祉医療の給付に伴う扶助費の平成25年度予算額は約2億7,900万円となっております。

以上のことから、県の制度拡充から1年経過したばかりで、財源確保の観点から、県と歩調を合わせた形での助成を行ってまいりたいと考えますので、宜しくお願いします。

以上であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 質問の2つ目「本市での今後の農業支援策について」お答えを致します。

農林水産省のコメ政策見直し案は、転作強化に向けた制度の拡充が柱となっております。平成25年11月28日付、農林水産省のホームページ「攻めの農林水産業」のための農政の改革方向（案）には、1つ目が生産現場の強化、2つ目に需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、3つ目に需要フロンティアの拡大、4つ目に農山漁村の多面的機能の発揮を柱に、農業政策と地域政策を車の両輪として「攻めの農林水産業」を展開することとしております。これにより、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、農業・農村全体の所得倍増を目指すとあります。以上の理念のもと、

改革のための制度の見直しが行われようとしております。

しかし、T P P（環太平洋経済連携協定）の行方も極めて不透明なことから、農政全般については、今後十分な見極めが必要な時期であると認識しております。今後の情勢を的確に判断し、農業者、関係機関と十分協議しながら農林水産業の推進を図る必要があります。これまで推進してきた転作作物を組み合わせた複合経営の確立、農業の6次産業化など多様な施策が求められると予想しております。来年度以降も数年間、減反政策が継続されます。転作の推進とともに転換後の農業政策の方向を協議してまいりたいと考えております。

また、農業後継者の育成については青年就農給付金事業を活用し、昨年度より花き・果樹・水耕栽培など5名が受給しており、今年度新たに花き栽培1名が申請する予定であります。その他、菊栽培に2名が研修中であり、今後、園芸メガ団地事業に参入することになっております。

今後も認定農業者との交流など農業研修を通じ、青年農業者の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 「スポーツ振興のための取り組みについて」お答えを申し上げます。

その前に、来年はワールドカップ、6月にサッカーが行われ、代表が日本として何とかベスト8まで残りたいというような思いで応援をしているということだと思いますし、また、ソチオリンピックが来年開催されます。そしてまた、東京オリンピックが7年後に決まりました。そういう意味では、今日の答弁は「お・も・い・や・り」で答弁したいと、このように思います。

それでは、3つ目の「スポーツ振興のための取り組みについて」お答えします。

藤原議員がご指摘の「スポーツ基本法」については、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもので、平成23年6月24日に公布され、同年8月24日から施行されております。

お尋ねの潟上市の取り組み等について申し上げます。

地方公共団体が行うべきことの一つ、スポーツ推進計画の策定ですが、法律では国が

策定したスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した計画を定めるよう努めることとしております。

この計画については、現在、秋田県が「スポーツ立県あきた」を具現化するための今後4年間の推進プランとする第2期秋田県スポーツ振興基本計画、仮称でございますが、この計画の策定作業を来年3月を目標に進めております。先ごろこの計画について5つの骨子案が次のとおり示されております。

この骨子案には14番議員のおっしゃいました、子供も若い人も高齢者も障がい者も楽しくスポーツに取り組むという内容が入っております。そのまず1つ目は、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、2つ目は、全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の育成と強化、3つ目は、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実、4つ目は、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、5つ目は、スポーツを活用した地域の活性化となっているところでございます。

本市では、県の計画に即した潟上市におけるスポーツ推進計画を平成26年度以後の策定に向け検討してまいりたいと、このように考えております。

また、スポーツ推進の体制整備では、法律施行後に、これまでの「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に、また、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めて委嘱しているところでございます。

市内のスポーツ施設については、様々な種目や年齢層が利用できる施設の整備を進めているところでございます。

小・中学校における専門的スタッフの配置については、昨年度から中学校の保健体育で武道が必修となったことから、市では独自に支援員を各中学校に配置し、各学年10時間程度の柔道の授業支援に入っております。

また、今年度は、高校の保健体育の教師でありましたオリンピックメダリストを学校運営相談員として活用しておりますが、体育の授業の中で子供たちとのかかわりづくりを通して生徒指導を進めていることから、学校では専門的見地からの支援が常時受けられる体制となっております。

障がい者スポーツ活動については、秋田県障害者スポーツ協会と連携のもと、スポーツ大会やスポーツ教室等の周知や参加者の取りまとめなどを行い、スポーツ愛好者の広がりにも努めているところでございます。

指導員の養成については、昨年、B & G財団主催による海洋性レクリエーション指導

員養成研修のアドバンスト・インストラクターに1名、今年は水泳を指導するアクア・インストラクターに1名、職員を派遣しております。小学生の水泳教室やマリンスポーツ教室などに活用しております。

スポーツ少年団の指導者においては、昨年は61名、今年は42名の新たな登録指導者が誕生し、各団において活躍しております。

多様なスポーツの機会を提供する総合型地域スポーツクラブについては、今年4月、天王南、天王中学校区に発足し、昭和スポーツクラブも含め、市内の3中学校区に組織されました。年代に関係なく、様々な人々が様々な運動を楽しみながら地域コミュニティの推進が図られるようになっております。

スポーツイベントとしては、特に昨年より取り組んでおります「チャレンジデー」は、「スポーツの力で日本を元気に」をうたい文句に開催されている住民参加型スポーツイベントです。市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも好みに応じたスポーツに親しみ、楽しみながら体力づくりや健康づくりができるよう、健康に対する住民意識の向上、生涯スポーツの推進を図ることが目的となっております。市民一人ひとりが健康と体力の維持・増進を図りながら楽しみを見出し、仲間同士のふれあいや地域の人々の交流を深めることで、より豊かな生活を過ごすことが重要であり、いつでも、どこでも、誰もが、様々な分野で運動できる環境の構築に向けて、今後もスポーツ行政を進めていかなければならない、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員、再質問ありますか。はい、14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず、子供の医療費の拡大についてから伺いますので、宜しくお願いします。

はじめに、去年の8月から本市でも子供の小学校卒業までの医療費が所得制限なしで行われたということについては、父兄の皆さんから喜びの声が上がっておりますけれども、しかし、県内で地域差があると。中学校まで拡大しているところもあるので、そういう地域格差をなくしてほしいという声がございます。そして、子育て支援については、特に医療費の助成については最重要課題だということは変わりはないと思うんですけれども、前回私質問した中で子供の医療費の部分では、入院の部分では36件の200万円となっていたわけですが、ただいまの答弁によりますと50件の400万円で入院までのとこ

るの部分が解消できるという答弁ですけれども、この数字が変わっていますが、片や平均しますと6万円、片や8万円ということになります。特別な何か医療費の変化とか、それから入院での極端に高い例があったのかどうか、ここら辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 藤原議員の再質問にお答え致します。

藤原議員の前の一般質問、平成24年3月に行っておるときに確かに36件の200万円と申し上げてございますが、その後の詳細における調査において試算した場合に50件の400万円となった場合でございます。なかなかこの試算というものは推計値ということになりますので、そこら辺ご理解のほど宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 推計値ということですが、基礎となったのはひとり親の子供の関係でいろいろやったらこうなったということですが、それでよろしいですね。でも実際は、いろんな条件がありますから、これより私は下がるんじゃないかなと思うわけです。

それで、答弁の中でありましたけれども、県と歩調を合わせた形での助成を行うということの意味は、県内、県の医療費に対する助成制度ができて、県内の市町村ではそれに上乗せするような形でいろいろ拡大してきておりますが、こういう方向で取り組むということでしょうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） お答え致します。

まずは少子化、人口減少、子育て対策につきましては、国・県・市町村が連携して対策を講じていかなければならない大きな問題であり、非常に重要な課題と認識しております。

そんな中、議員がおっしゃるように全県的には中学生まで独自に拡大しておる町村もございます。ですけれども、潟上市がおる中央地区における状況を参考までに申し上げますと、県に倣った小学生までの助成状況が大半でございます。そういったことから、本市の現在の対応がほかの中央地区の状況から見ますと手厚い状況にあるものと考えております。

今後、国の制度改正、県の更なる拡充の時期がまた再度あるときには、県の方から意

向調査等あると思います。その際には協議、それから要望等を行いながら検討してまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 検討するということですが、この子供の医療費の問題については随分ここ数年、全国的にもレベルが上がって、2011年には中学校の卒業までは全国的には51.6%の市町村が行っているわけです。それから、通院についても無料になっているところが665自治体で37.5%、親のアンケートから見れば、一番は子育て支援で何が必要なのかということについては保育料の軽減、2つ目が医療費の補助なわけです。今、親御さんの方は子供が病気で苦しんでいる場合は、何とかしてその苦しみを早く和らげたいということがありますけれども、しかし、実情は今の質問にも、文書にも書きましたけれども、やっぱり派遣労働が多かったりパート労働者が多くなったりして、なかなか子供が医療費で10万、20万かかるのをすぐに補えないような状態もあるわけです。しかも国保に入っている方もおりまして、国保料の軽減、減免になっている方が、やっぱりこういう入院費で多くかかると。しかも保険の効かない医療もあるわけです。ですから、そういうことも換算して県内の市町村も、それから全国の市町村も急速に今、子供の医療費の問題、これは子育ての支援策の大事なことだということで取り組んで全国的には51.6%だし、それから県内でもどんどん進んできている。やがては、お金かかることなんですけれども、この決断していくべき時期が私は来ると思うんですよ。ですから、いくらでも早く子供の、親のその負担軽減のために安心して子育てができるように、私は決断する時期が来ていると思うし、それでしていかなきゃならないと思うんですけれども、この決断の時期が私は来ると思うんですが、それに対してのご見解はどうでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、決断の時期ということですが、先ほど14番議員は県内でも地域格差があるということを前提に論旨を張っていますが、私はむしろ決断すべきは県ではないかと。中学生は補助なしですよ。ですから、県が対応すると市町村も同時にこれ従わなきゃならないから、むしろ地域格差を県全体で考えてほしいということで、今のところは先ほど市民生活部長が答えたとおりの方針でいきたいと思っています。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 市長から今答弁ありました。やはり国の制度、県の制度が大きく

影響すると思います。補助金がやはり違いますから。ですから、地域格差というふうなこといろいろありますけれども、でもそういうことを一つ一つ積み重ねる中で、市町村が取り組む中で県も変わってきますし、やはり子供のことを思えば市町村も動かざるを得ないということだと思いますが、特に市長にはこの県の方に早く、早い時期に中学校卒業までの医療費を無料にすべきだということで私は提言というか注文をしていくべきだと思いますし、いくらかでも子供の医療費負担のために、まずは入院部分だけでもやるべきじゃないかなということを思いますけれども、これについてのご見解、宜しくお願ひします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 答弁になるかわかりませんが、前回、福祉灯油の件について市長会に潟上市長として要望するという約束していました。実際やりませんでした。ということは、それぞれの市において事情があって事前にやめたわけですが、いずれ福祉灯油もだんだん、にかほ市もやるし、男鹿市も追加提案とやる場所であると思いますが、現在の提案についてはよく独断専行しないで、仲間とよく相談したいと思っています。仲間というのは市長としてです。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 県内の市長とよく相談しながらということですが、この子供の医療費については以上で終わりたいと思います。宜しくお願ひ致します。

それから次に、農業問題についてですけれども、青年就農給付金の問題とか認定農業者との交流、農業研修とか複合経営の確立、6次産業化の問題など子細にわたってご答弁されましたけれども、いずれコメの自給率がどうなるのか、休耕田、そして耕作放棄地がふえるのではないかと、農業後継者も減少するのではないかとというようなことが潟上市でも起きていくと思うんですけれども、これについてのご見解は、そのようになっていくと思われませんか、これについてのご答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 14番藤原議員の再質問にお答えを致します。

今後の農業に従事する方々の動向ということでございますけれども、やはり小さい農家についてはなかなかこれから続けていくというのは難しい状況にあると思います。そういう中で、やはりその法人を立ち上げるということも一つの方法であろうし、それから、集落営農組織という形とか、いろんなその、一人で行うのではなくて、やはり法人と

か地域で行っていくというのがこれからの方向性となるという見解は持っております。これは今回の人・農地プランも含めた中でも当然認定農業者の方々以外で、なかなかその認定農業者の方々だけがやっていくとした場合にも、耕作面積がかなり大きい方がおりますので、そうすると、その方々だけでやっていくというのは大変厳しい状況にあります。その中で、やはりそういうものを含めた中で法人化をしていくというのが今後の政策展開が必要だろうというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） それについてはわかりましたけれども、この施策が行われていきますと、いくらコメを作ってもいいとなれば価格が下落するわけです、いっぱいふえれば。そしてまた飼料米、これ補助金が出るからということではいっぱい作ると、これもまた、それだけの飼料米が必要があるのかということ、また下落とかいろいろなことが起きてくるわけです。結局的には経営が成り立たないんじゃないかなという農家の懸念もあります。これに対するやはり市の支援策というものは今から考えないといけないと思うんですけども、実際はどういうふうになっていくのかわからないというのが実態だと思いますが、そこら辺についてはどういうふうにお考えになるのか、今の状況について見解なり伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 14番藤原議員にお答えを致します。

今後のコメの作る際の状況でございますけれども、なかなか厳しい状況にあるということは皆さんご承知のとおりだと思います。やはりその中で今後コメを取り巻く状況というのは、今のところ大変不透明でございますので、やはりその状況を注視しながら市と致しましても農家の方々、それから先ほど言いました再生協議会等いろいろな関係団体との協議の中で進めていかなければならないと思っております。やはり今までコメ一辺倒であったというところがなかなか厳しい状況にありますので、やはり市と致しましても、複合経営というものも視野に入れながら農家の方々からコメ一辺倒でなくという方向性も見出していただくということも必要なのかなということも考えておりますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 今の答弁でわかりました。

次に、スポーツ振興のための取り組みについて伺いたいと思います。

いろいろ丁寧な、それこそ答弁がございましたけれども、県での今の取り組みの状況もお話されました。第2期スポーツ振興基本計画、来年3月まで4年間のことで策定を進めている。恐らくこれに基づいて潟上市もいろいろなことを充実していくということだと思いますが、準備段階としまして、1つ目には各施設の充実、これ具体的な場所とか計画とか、そういうことがありましたら今の時点でのお考えをお聞きかせください。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 具体的な施設の計画はということですが、今のところ既存の施設を活用して進めてまいりたいと思っておりますが、体育館によっては耐震の関係とかいろいろ国の方、あるいは県の方から天井の吊とか、あるいは昭和56年以前の建物とか指摘というかI S値がちょっとマイナスだということで、そういう3体育館がございますが、今後その耐震も含めながら検討してまいらねばならないなと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） スポーツ施設の充実ということでは3つの体育館をいろいろ今検討しなきゃいけないということですが、いつごろまでというお考えはございますでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） まず3カ所についてお伝えします。1つは飯田川体育館、昭和55年3月に完成した建物です。次に、昭和体育館、昭和56年3月に完成しております。天王のB & G海洋センター、これが対象施設でございます。

いつごろかということになりますと、この後そのI S値のもう少し耐震の診断とか、これらを含めて確認してからになりますので、当面まずそちらがスタートさせながら計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 施設のことについてはわかりました。

それでは、指導者の養成のことについてお伺いしますが、去年61人で今年41人という話をお聞きしましたが、どのスポーツの分野で今後、指導者の養成が必要なのか、

ここらについても伺いたいと思いますけれども。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） スポーツの種目がたくさんございます。まずはスポーツ少年団の中でいろんなスポーツがございますので、このスポーツ少年団の指導者の方々、この方々がいろんな研修を通しながら指導員として指導しておりますが、スポーツの種目はたくさんございます。そういう意味では、ちょっと今このところでは、大体頭の中で描く野球とか、あるいはサッカー、バレーボール、バスケットボール、そのようなスポーツが、剣道もそうです。柔道もそうですが、それらが入っているということでございます。それが数になると、かなりの指導者の数になってくるということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 指導者の養成については、いろいろ計画をしているということでもわかりました。

最後に「チャレンジデー」、いろいろ取り組んで、今後もとということでしたけれども、やはり市民がいろんな形でその日にスポーツに取り組むというものは非常に大事だと思うんですが、今後の取り組み及び今回の「チャレンジデー」の評価をどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 今回については、今年の5月に行いましたが、当日は大変天候が悪いところがございました。雨が降って風がちょっと強かったということで、その点では参加率が少し下がったかなということと、私どものPRも少し、町内会とかいろいろそういう面では期待感を持ちながらも若干PR面が不足だったかなということをお返答しております。

今年は37.1%の参加率でした。目標は50を持っていますので、来年5月には何とかこの目標を達成したいということで、少なかったからだめということじゃなくて、その分挑戦する気持ちがさらにあるということで前に進みたいということです。そういう意味では議会の議員の皆さんも、どうぞひとつ「チャレンジデー」に参加していただければありがたいと、このように思います。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、「チャレンジデー」について質問ありましたが、教育長は天候のことも言いました。私は実行委員会の会長ですので、委員長ですので、反省会といいますかそのとき担当に言ったのは、同じ初めて挑戦した潟上市と横手市がなぜこう差があるのかと。潟上市37.1%ですよ。横手は70%を超えている。天候も同じです。内容です。やり方です。そこら辺の職員体制というものも大体同じ、規模からいうと。似たようなものです。だから来年は、私は今年は勝ち負けには参加しないということでしたが、実行委員会ではどうせやるなら勝ち負けも参加した方がいいということで、やるからにはもう勝つべきだし、そして参加率を大いに上げるべきだと、こういう意見です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） いろいろ答弁いただきましたけれども、今後私がいろいろお話しした提言とかも含めて、来年が皆さん、市長も含めて市民のために張りきって頑張れる年であることをお願いしまして、私も頑張りますけれども、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。

なお、12月19日、木曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。大変お疲れさまでした。

午後 2時50分 散会

